

令和2年度和歌山県内部統制評価報告書

和歌山県知事仁坂吉伸は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

和歌山県知事仁坂吉伸は、和歌山県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、和歌山県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「和歌山県内部統制基本方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務（以下「内部統制対象事務」という。）に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

和歌山県においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、内部統制対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、和歌山県の内部統制対象事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、会計年度任用職員の報酬支給事務において、給与計算システムの不具合により、令和2年12月分の報酬支給が1日遅延したことを把握しました。当該不備については、給与計算システムにおいて常勤職員給与データを作成する際、事前に作成したサーバ送信前の会計年度任用職員給与データの消去を防止するとともに、サーバに給与データが送信されなかった場合にエラー表示が出るよう、システムの改修を実施しました。

また、和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収業務において、平成29年3月から令和3年1月までの間、自動徴収機に記録された金額と県に納付された金額が不一致であったことを把握しました。当該不備については、徴収委託先から徴収金額の根拠となる自動徴収機の記録を提出させるとともに、当該記録と県への納付金額の関係書類を複数人で確認するなどの再発防止策に取り組んでおります。

これらの運用上の重大な不備については、和歌山県行政に対する信用の低下を招いたものと考えております。

令和3年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、適正な事務の執行についての周知・徹底及びチェック機能の強化に取り組みます。